

青森県教育委員会第851回定例会会議録

1 期 日 令和元年12月11日(水)

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後1時39分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

議案第1号 青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定

議案第2号 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

6 出席者等

・出席者の氏名

和嶋延寿(教育長)、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

佐藤教育次長、三戸教育次長、佐藤教育政策課長、赤尾職員福利課長、早野教職員課長、高橋学校施設課長、葛西生涯学習課長、谷地村スポーツ健康課長、佐藤文化財保護課長、古川高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

野澤委員、杉澤委員

・書記

小関英規、藤田真希也

7 議 事

報告第1号 議案に対する意見について

(佐藤教育次長)

この度の案件は、県議会第300回定例会に提出された「令和元年度青森県一般会計補正予算(第2号)案(教育委員会所管分)」ほか6件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

まず、「令和元年度青森県一般会計補正予算(第2号)案(教育委員会所管分)」についてであるが、参考資料の1ページを御覧いただきたい。今回の補正予算は、職員の給与関係費について、給与改定及び人事異動等に伴う精査を行い、7億660万9千円を減額している。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,283億9,87

4万3千円となる。

次に、「和解の件」についてであるが、これは、交通事故によって生じた損害の賠償について和解するものである。

次に、「公の施設の指定管理者の指定の件」2件についてであるが、これは、青森県総合運動公園及び新青森県総合運動公園並びに青森県営スケート場の指定管理者を指定するものである。

次に、「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。参考資料の2ページを御覧いただきたい。この条例は、県の一般職及び国の特別職の職員の取扱いを踏まえ、教育長の期末手当の支給割合の引上げを行うもので、公布の日から施行するものである。

次に、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」についてである。参考資料の3ページから5ページを御覧いただきたい。これは、令和元年10月7日付けの人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額及び勤勉手当の成績率の引上げを行うほか、時間外勤務手当等の算定に用いる勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、これまで算出基礎に含めていなかった寒冷地手当を算出基礎に含める見直しを行うものである。改正内容のうち、職員の給料月額及び勤勉手当の成績率の引上げについては、公布の日から施行し、給料月額の改正については、平成31年4月1日から適用し、勤勉手当の成績率の引上げについては、令和元年12月期から適用するものである。また、勤務1時間当たりの給与額については、令和2年4月1日から施行するものである。

次に、「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案」についてである。参考資料の6ページを御覧いただきたい。これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、「職員等の旅費に関する条例」及び「職員の退職手当に関する条例」について所要の整理を行うもので、令和元年12月14日から施行するものである。

なお、この7件の議案につきましては、先の県議会において原案どおり可決されている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について

(三戸教育次長)

この度、青森県いじめ防止対策審議会委員のうち、高谷裕実子委員から辞任届が提出されたことからこれを承認することとし、その後任として、青森県高等学校PTA連合会から推薦された田中恵美氏を新たに委員として委嘱するものである。なお、委員の任期は、前任者の残任期間である令和元年12月12日から令和2年7月29日までとなる。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号は原案のとおり決定する。

議案第2号 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について

(早野教職員課長)

この度の改正は、教育職員免許法の一部改正に伴う所要の整備を行うため、提案するものである。概要としては、教育職員免許法の一部改正により、成年被後見人又は被保佐人には免許状を授与しないとする規定が削除され、令和元年12月14日から施行されることに伴い、当該規定を引用している様式を改正するものである。なお、改正後の規則は、教育職員免許法の一部改正の施行に合わせ、令和元年12月14日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号は原案のとおり決定する。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(教育長)

職員の懲戒処分の状況については、資料のとおりである。何か質問、意見はあるか。
職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。